

<基調講演②>

**「サーキュラーエコノミー時代における
廃棄物処理の位置付け」**

BUN環境課題研修事務所

長岡 文明

「サーキュラーエコノミー時代における廃棄物処理の位置付け」

令和7年度東北地方
資源循環自治体フォーラム

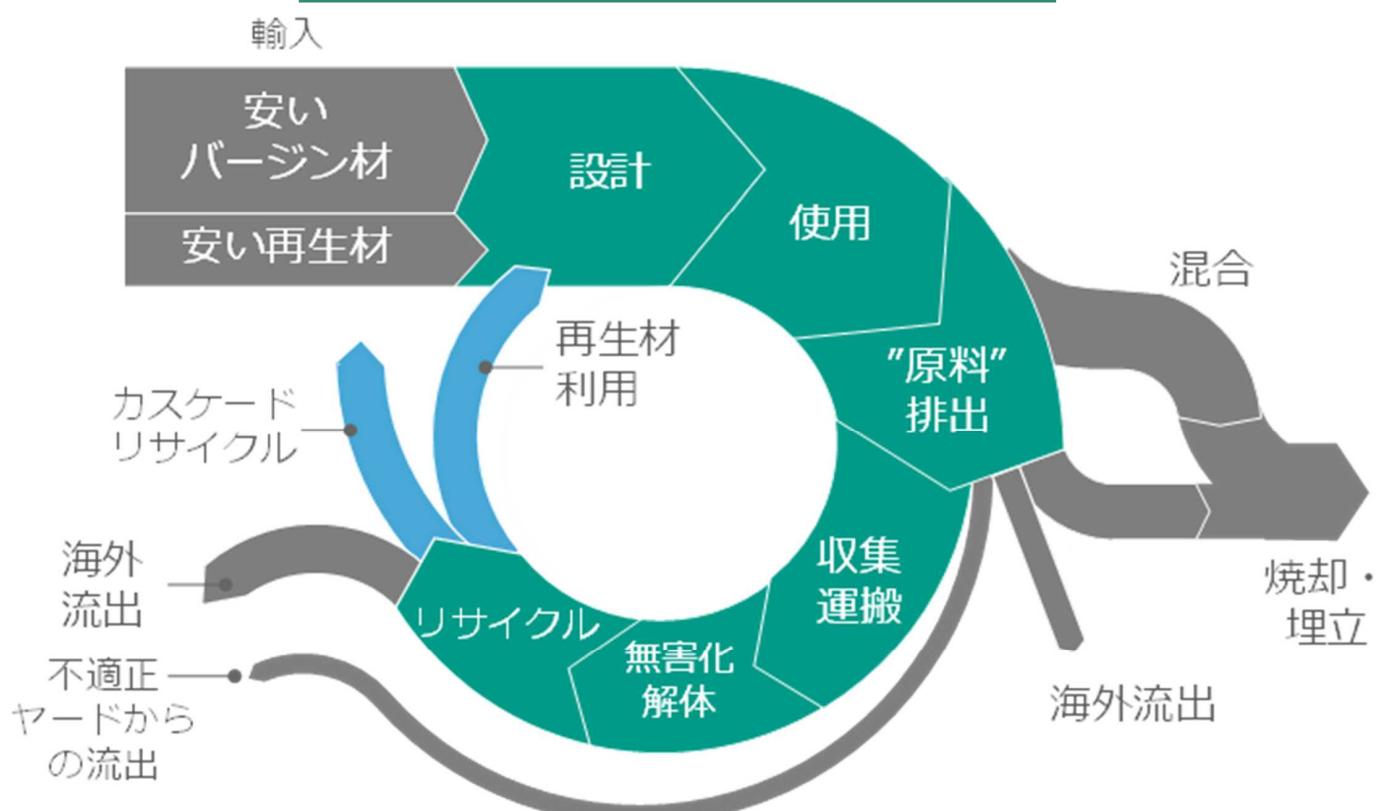


BUN環境課題研修事務所



1

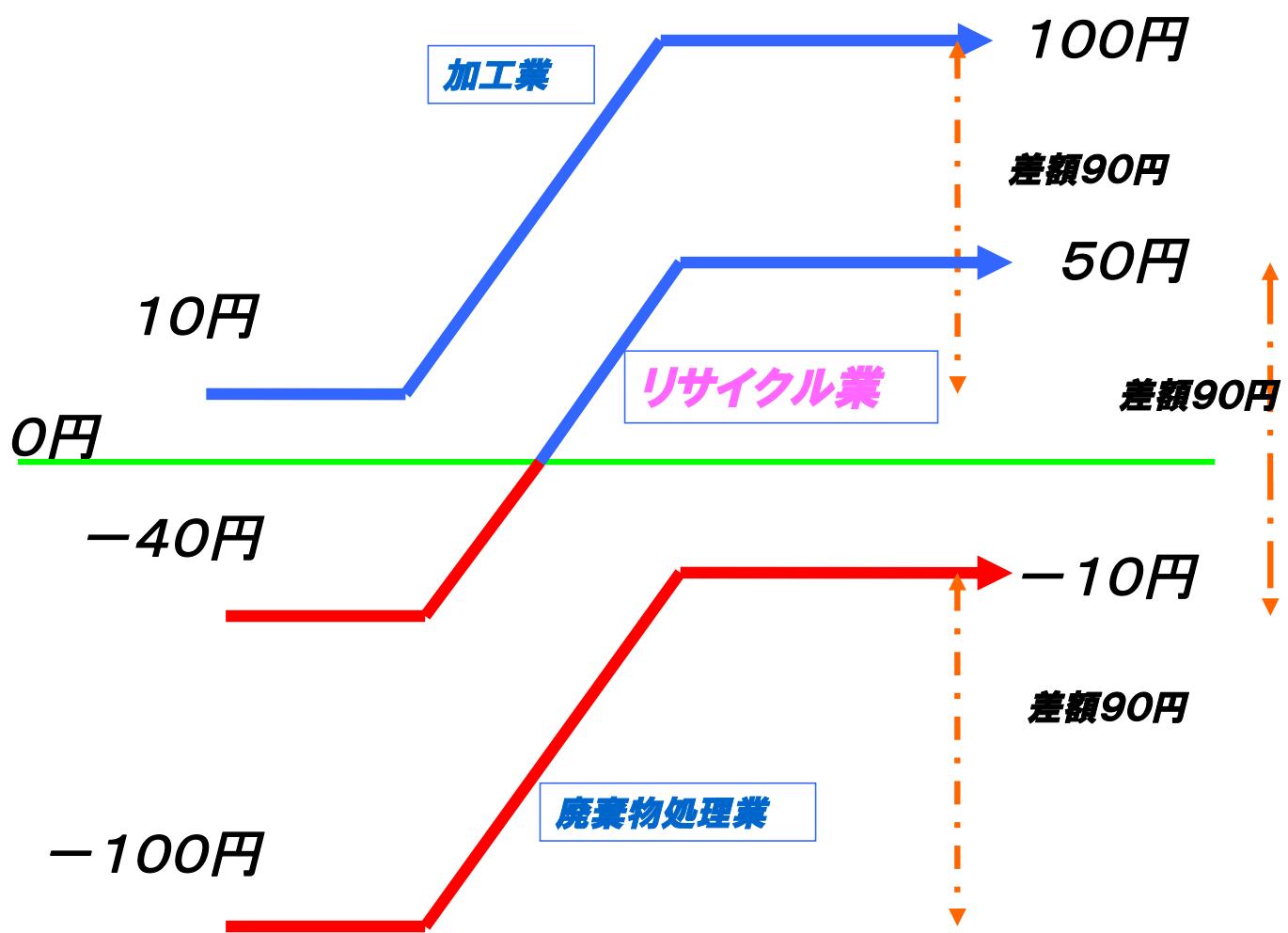
国内資源循環の現状イメージ



世は循環型社会。
サーキュラーエコノミー
単純処理から、
リサイクルへの転換は必須。
では、「リサイクル」とはなんぞや？



3



4

リサイクル業

アウトプットはプラス、つまり有価物

原料(インプット)が有価物
だったら、単なる加工業

50円

0円

-40円

インプットはマイナス、
つまり廃棄物

ここから、ここまで明確に
廃棄物の処理

原料(インプット)が廃棄物
だからこそリサイクル

リサイクルとは間違いない
廃棄物の処理である。

差額90円



5

リサイクル、
「やるな」とは言っていない。



「やるなら、許可を受けて
やりなさい。」



6

第25条

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁（懲役）若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

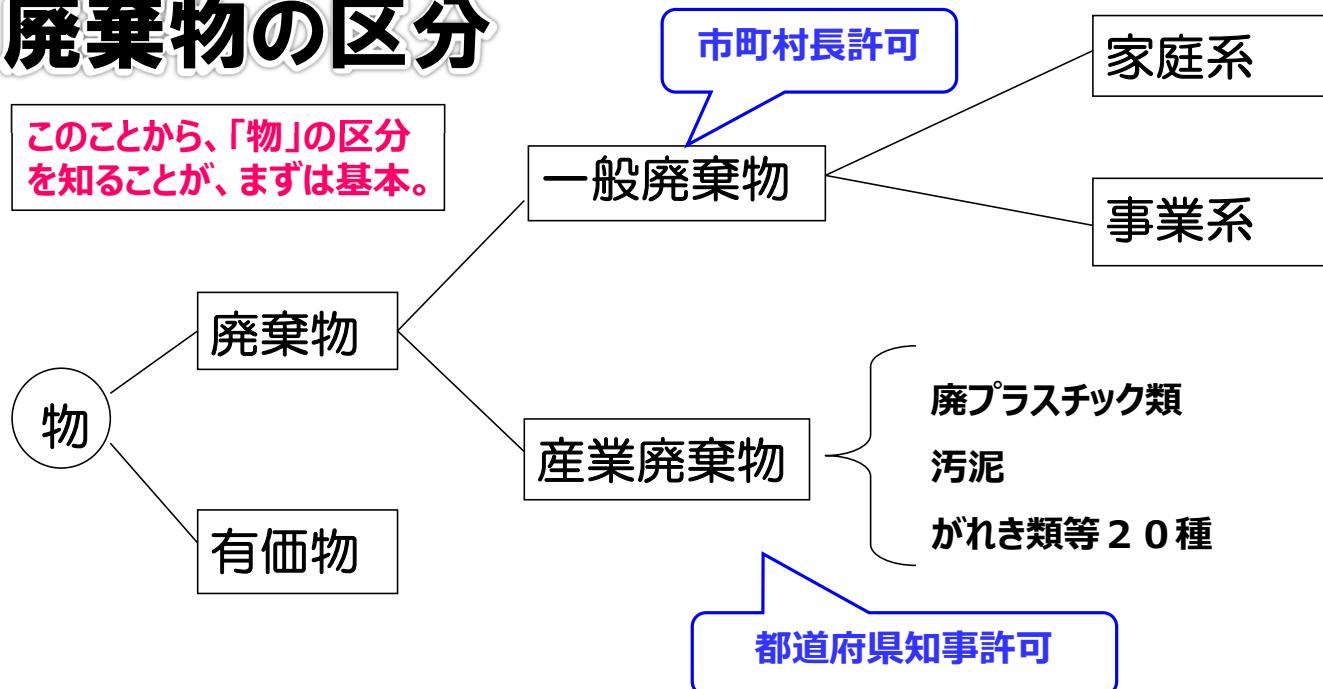
- 一 無許可営業
- 二 不正許可取得
- 三 無許可変更
- 四 不正変更許可取得
- 五 命令違反
- 六 無許可業者委託（産廃、事業系一廃）
- 七～十三（省略）

- 十四 不法投棄
- 十五 不法焼却
- 十六 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）保管、収集、運搬又は処分者
- 2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

7

廃棄物の区分

このことから、「物」の区分を知ることが、まずは基本。

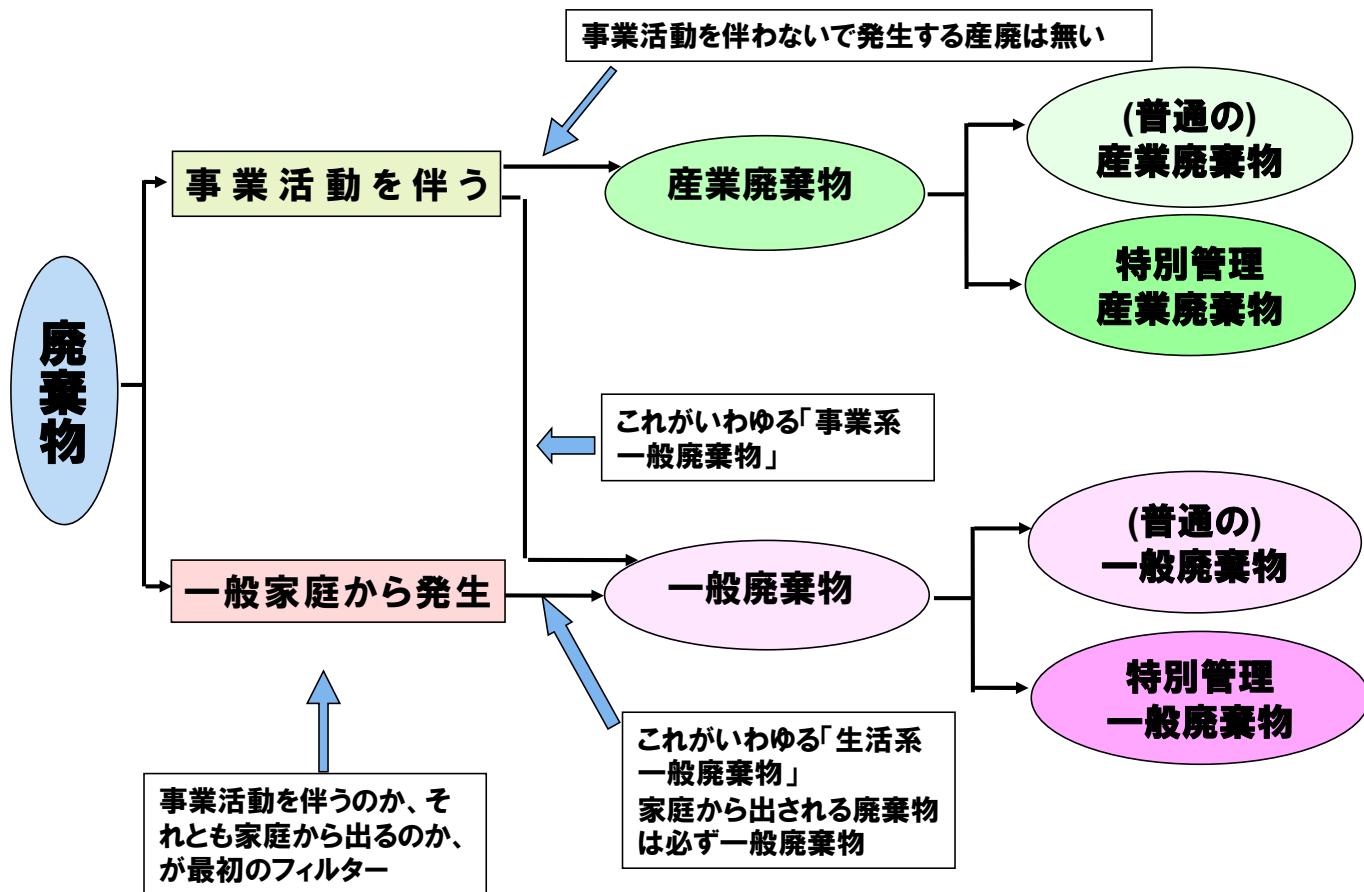


許可が産廃と一廃で別そのため、「一廃の許可業者」であっても、産廃を扱えば「無許可」となる。

産廃は種類ごとの許可なので、「廃プラスチック類」の許可を持っていても、「汚泥」の許可を持たない会社が扱えば、「無許可」となる。

8

観点を変えた区分



9

産業廃棄物の区分

番号	名称	業種 指定 有無	指定 業種 等	安定型、 管理型 の別	番号	名称	業種 指定 有無	指定業種等	安定型、 管理型 の別
1	燃え殻	無し	—	管理型	12	紙くず	有り	建設業、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、製本業及び印刷物加工業等	管理型
2	汚泥	無し	—	管理型	13	木くず	有り	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等	管理型
3	廃油	無し	—	埋立禁止	14	繊維くず	有り	建設業、繊維工業	管理型
4	廃酸	無し	—	埋立禁止	15	動植物性残渣	有り	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業	管理型
5	廃アルカリ	無し	—	埋立禁止	16	動物のふん尿	有り	畜産農業	管理型
6	ゴムくず	無し	—	安定型	17	動物の死体	有り	畜産農業	管理型
7	金属くず	無し	—	安定型	18	ばいじん	△	備考：集じん施設によつて集められたもの等	管理型
8	ガラスくず及び陶磁器くず	無し	—	安定型	19	処理物	△	備考：廃棄物を処分するため処理したもの	管理型
9	鉱さい	無し	—	管理型	20	動物系固形不要物	有り	と畜場等	管理型
10	廃プラスチック類	無し	—	安定型					
11	がれき類	無し	—	安定型					

「動植物性残渣」の許可を持っているからと言って……



動植物性残渣



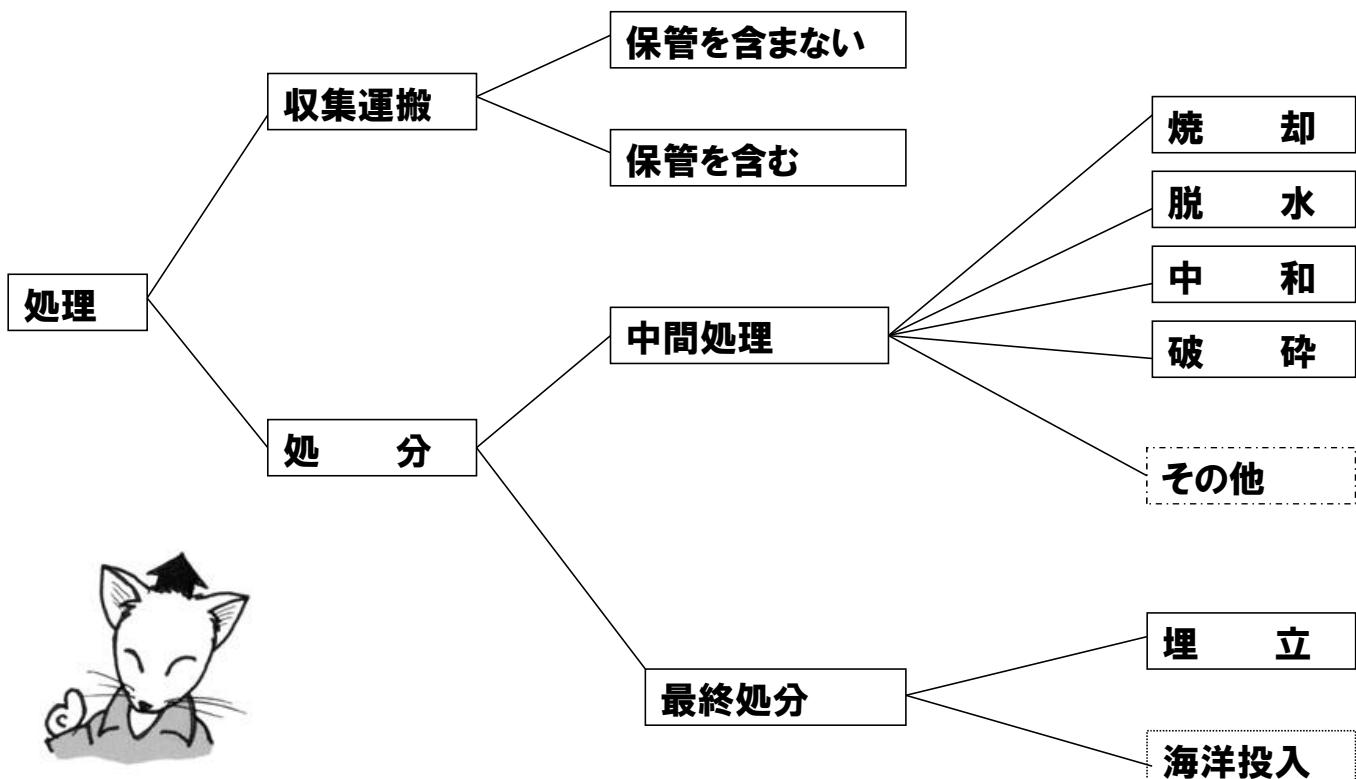
スーパー・マーケットや外食産業から出た売れ残り、食べ残し、調理くずを扱った。

動植物性残渣は指定業種のある産業廃棄物。
スーパー・マーケットや外食産業は指定業種ではない。



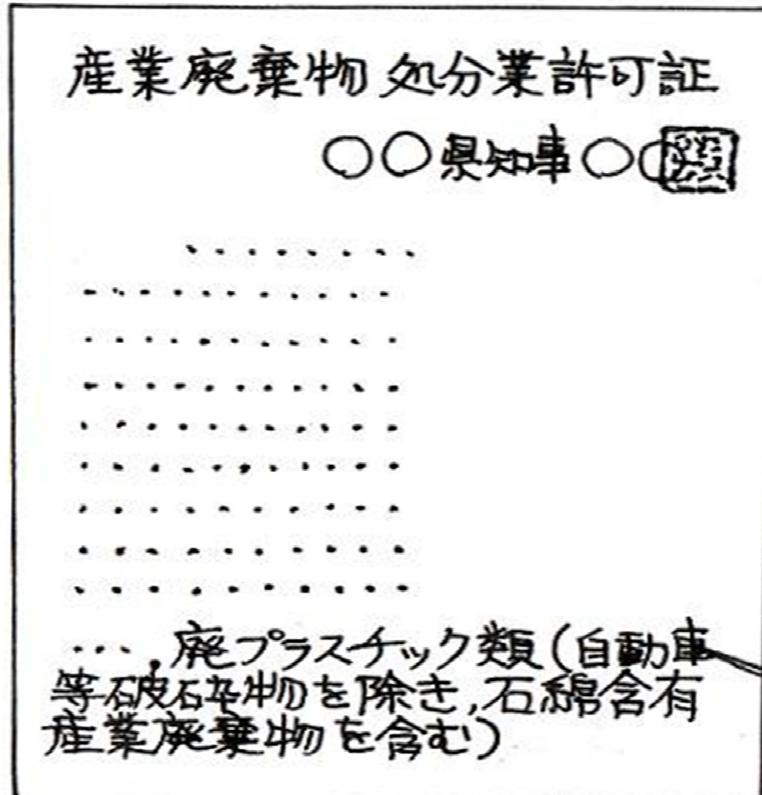
11

「廃棄物の処理」の種類



12

産業廃棄物処理委託契約の原則



13

様式第九号の二（第十条の六関係）

県指令 第 号	許可番号 0	6
産業廃棄物処分業許可証		
住 所	番地	
氏 名	株式会社	
〔法人にあっては 名称及び代表者 の氏名〕	代表取締役	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。		
県知事		
許可の年月日	平成 23 年 1 月 22 日	
許可の有効年月日	(初回許可年月日 平成 8 年 1 月 22 日) 平成 30 年 1 月 21 日	
1. 事業の範囲 (1) 事業の区分 中間処理(溶融・固化、選別・破碎) (2) 産業廃棄物の種類 ア 溶融・固化に係るもの 廃プラスチック類(再生利用可能な廃発泡スチロールに限る) イ 選別・破碎に係るもの 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類 ※取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。		
2. 事業の用に供するすべての施設 製造記載のとおり。		
3. 許可の条件 溶融・固化処理は、排出事業場敷地に限る。		
4. 許可の更新及び変更の状況 平成23年 1月22日 更新許可		
5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無		

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(溶融・固化、選別・破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 溶融・固化に係るもの

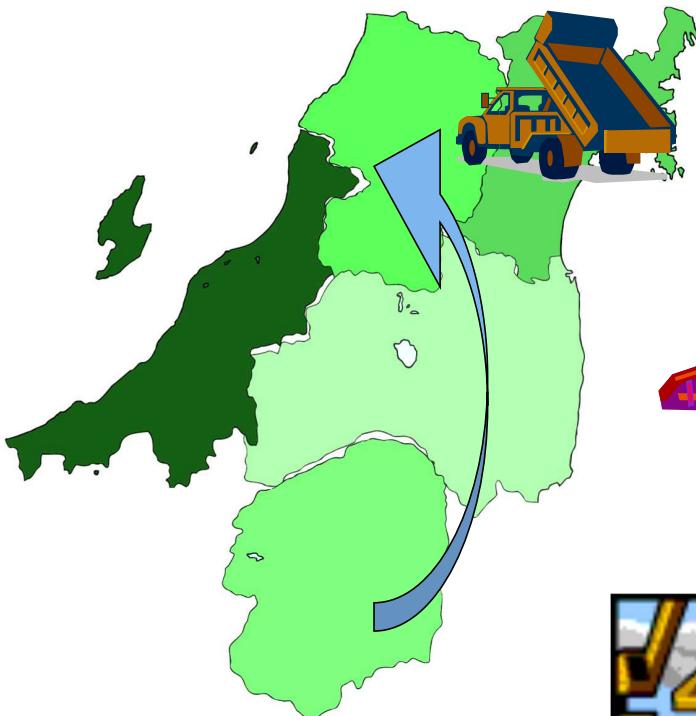
廃プラスチック類(再生利用可能な廃発泡スチロールに限る)

イ 選別・破碎に係るもの

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリ

14

積み降しの場所で許可



降ろす県で収集運搬の許可
が必要(山形県)



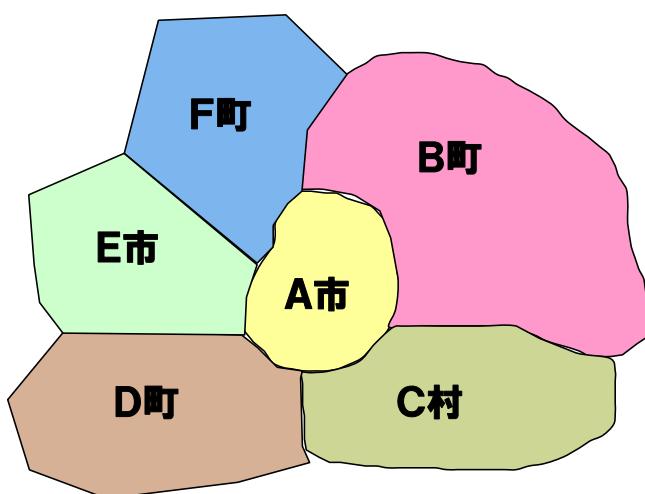
単に通過するだけの県で
は許可は不要(福島県)



積み込む県で収集運搬の許
可が必要(栃木県)

15

一般廃棄物処理の難しさ



一般廃棄物の場合も、積み卸しを行
う場所で許可は必要。
このため、広域的な処理を行うため
には、多くの市町村の許可が必要に
なる。

しかし、一般廃棄物は市町村の自治事
務であり、市町村自らによる処理を原則
としていることから、市町村一般廃棄物
処理計画にマッチしない一般廃棄物処
理業の許可は行わない。



16

廃棄物処理法の許可の種類



業・施設の別	許可の種類	許可権限者	法律の条文
営業	一般廃棄物収集運搬業	市町村長	第7条第1項
	一般廃棄物処分業	市町村長	第7条第6項
	産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事	第14条第1項
	産業廃棄物処分業	都道府県知事	第14条第6項
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事	第14条の4第1項
	特別管理産業廃棄物処分業	都道府県知事	第14条の4第6項
施設設置	一般廃棄物処理施設	都道府県知事	第8条第1項
	産業廃棄物処理施設	都道府県知事	第15条第1項

知事の許可の一部は政令市長が行うのもある。

17

処理業許可区分のルール

処理業の許可は①品物(廃棄物の種類)②行為(処理の種類)③エリアで違ってくる

処理業の許可はどこか一つの県だけで、一種類だけ取得すれば、日本全国で全ての廃棄物に関して有効であるというものではないので、注意を要する。

- (1)一般廃棄物、産業廃棄物の別で別個に許可が必要
- (2)収集運搬と処分とは別個に許可が必要
- (3)許可権限者ごとに別個に許可が必要
- (4)産業廃棄物は産業廃棄物の種類ごとに許可が必要

「一廃と産廃の区別や産廃の種類をしっかり覚えておかないと、「無許可」行為をしてしまう恐れが多分にある」(最高刑拘禁(懲役)5年)

[無許可業者に委託してしまう恐れが多分にある]
(最高刑拘禁(懲役)5年)

18

このように厳しい罰則の対象ともなる許可制度にもかかわらず、「許可不要」として運用しているいくつかの規定がある。

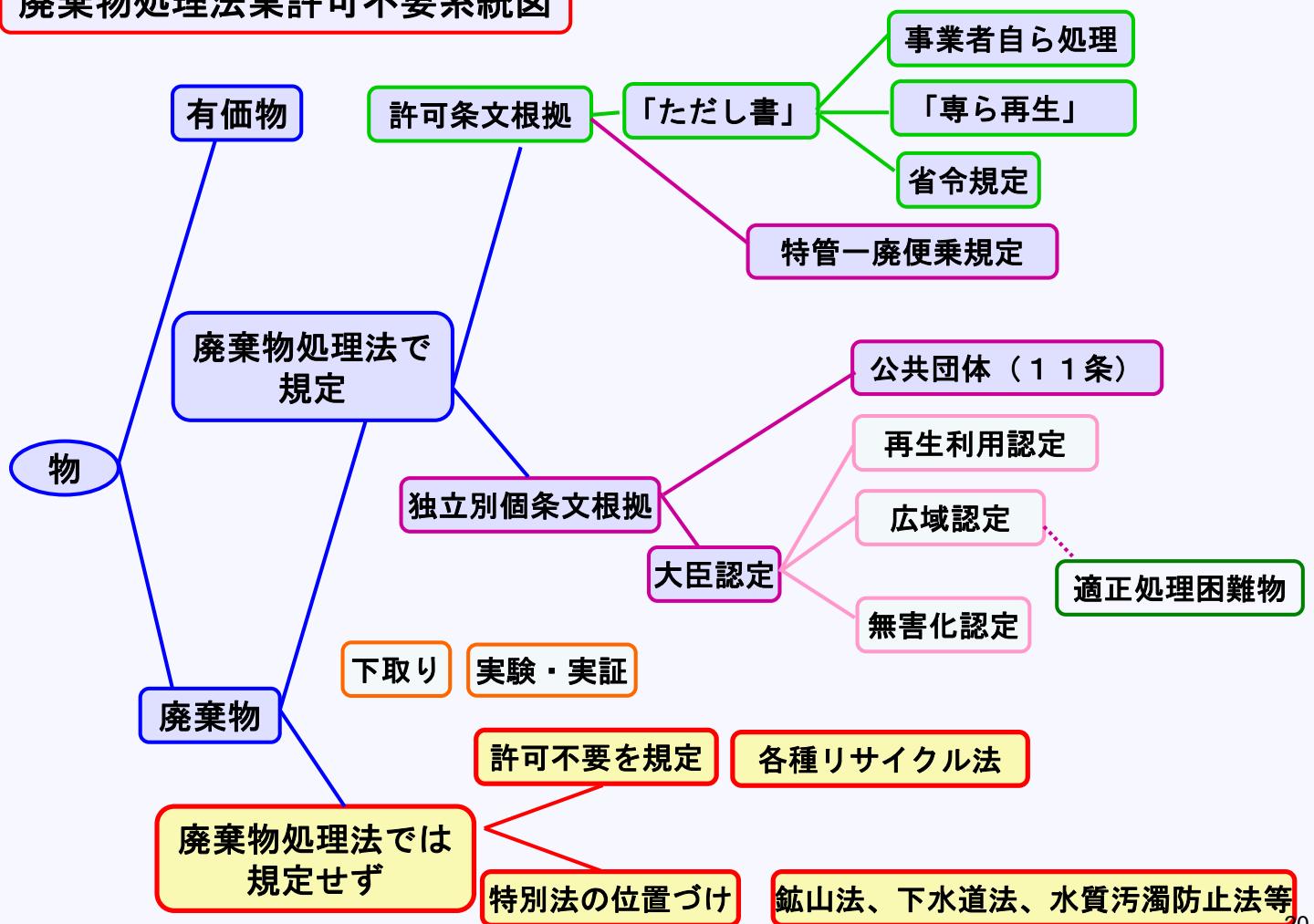
許可も取らずに「やってよい」というのは、それなりの理由や条件があつてあたりまえ。

現在、各種リサイクル法をはじめとする、「許可不要制度」は、このような考え方により制度化されている。

許可不要者は、何らかの義務をかけられており、それを達成するために「許可不要」とされていることがほとんど。

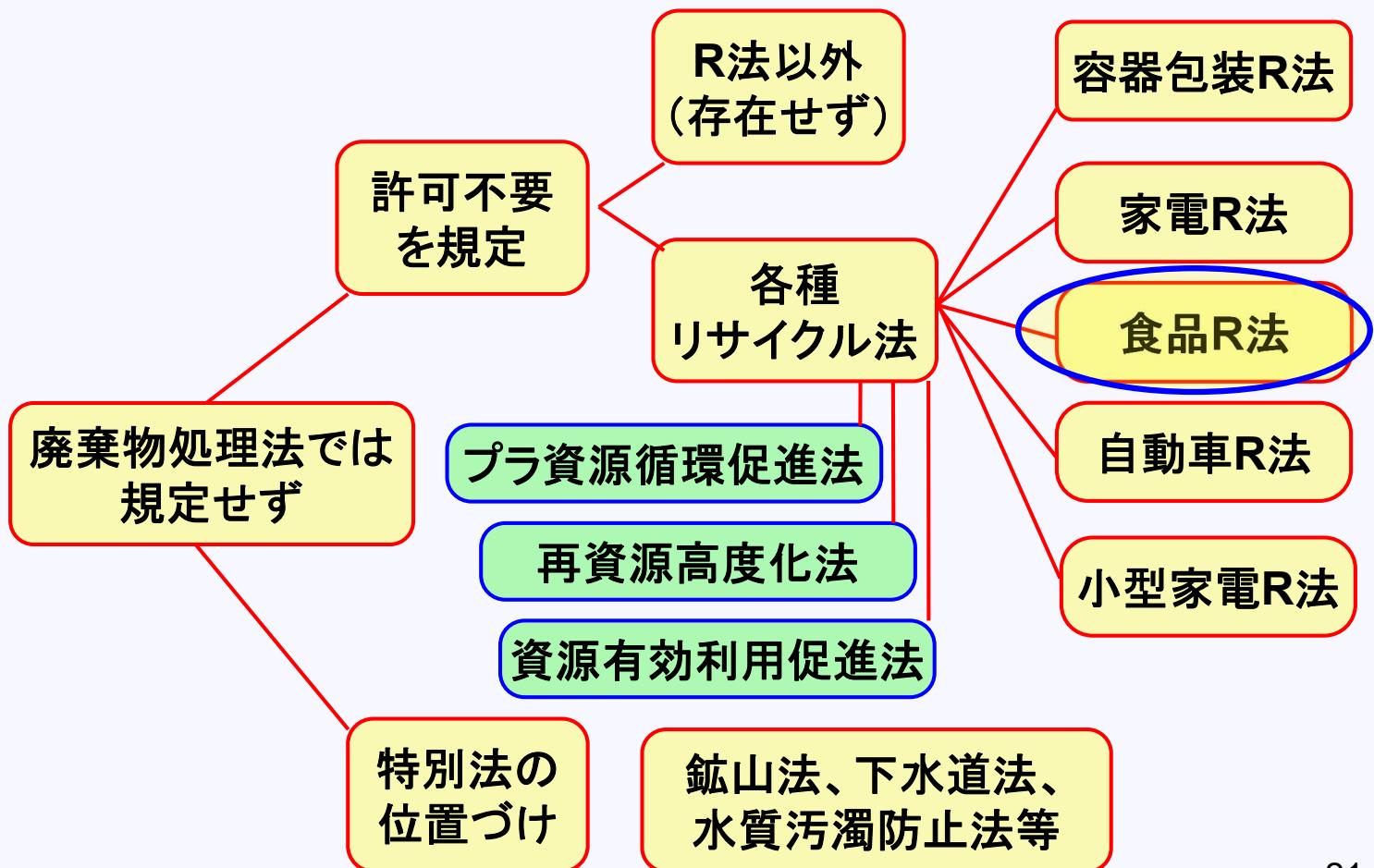
19

廃棄物処理法業許可不要系統図



各種リサイクル法の詳細系統図

建設R法には許可不要制度はない



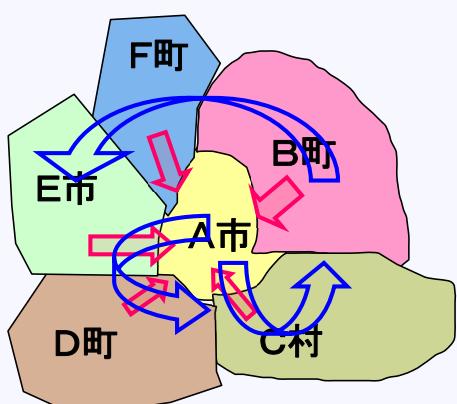
21

食品R法に規定する許可不要制度

食品R法第21条第2項

認定事業者である食品関連事業者から委託を受け、
認定計画に従って、食品循環資源を運搬する業者

一般廃棄物収集運搬業
許可不要



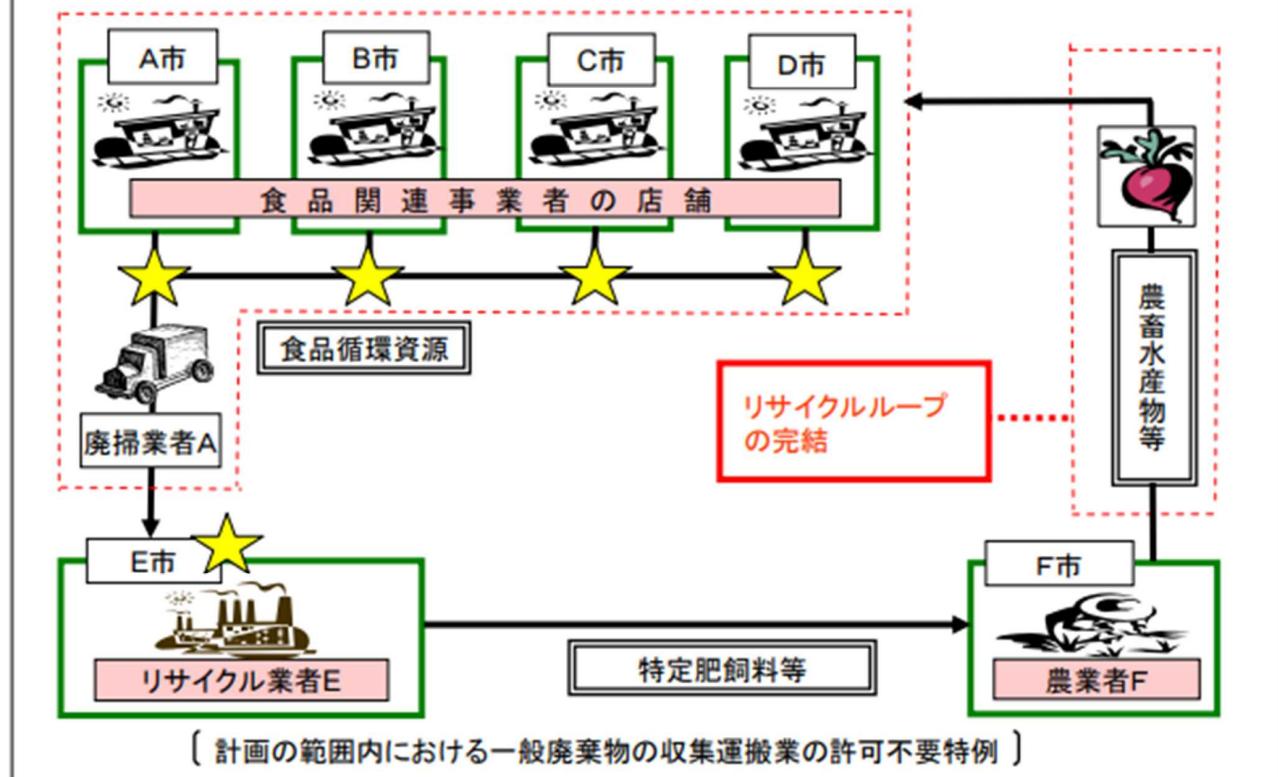
積み込むBCDEFの一般廃棄物収集運搬業の許可も不要。
リサイクル工場のあるA市の収集運搬業の許可も不要。
いわゆる「リサイクルループ」と言われる形態。



22

②再生利用事業計画認定制度(法第19条)

(※申請者は、食品関連事業者、リサイクル業者及び農林漁業者等)



出典、農水省HP。食品廃棄物のリサイクルの流れ2

23

3-1. 廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（判断基準）

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとする。
(第8条関係)
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとする。
(第9条関係)
- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者**※の**再資源化の実施の状況**が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、年間の処分量が政令で定める要件に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由**がなくてその勧告に従わなかった場合において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるときは**、中央環境審議会の意見を聴いて、**その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること**ができるものとする。
(第10条関係)
- ◆ **特定産業廃棄物処分事業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に**報告しなければならないもの**とする。
(第38条関係)

<判断基準（省令）の考え方>

国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を示し、再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げを図るものであることから、以下の項目を盛り込むこととする。

- ・供給先の需要や生産が可能な**再生材の規格・量の把握**
- ・可能な範囲で**生産性を向上させる技術を有する設備の導入**に努めること
- ・**省エネ型の設備への改良や運転の効率化**を図ること
- ・**目標**を定め、その達成に向けて**計画的な取組**を進めること
- ・人材育成を目的に、**従業員の研修や労働環境の改善するための措置**を講ずること
- ・自ら**再資源化の実施状況を公表**すること

令和7年11月スタート「再資源高度化法」

今まででは「適正処理」。「再資源化」は「望ましい」レベル。

今後は、「再資源化」が「義務」の時代に。

24

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）排出量取引制度の法定化、（2）資源循環強化のための制度の新設、（3）化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化、（4）GX分野への財政支援の整備を行う。

（1）排出量取引制度（GX推進法）

- ① 一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ
 - 二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。
- ② 排出枠の無償割当て（全量無償割当）
 - トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、業種特性も考慮し、政府指針に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新增設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。
 - 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・譲渡を可能とする。
- ③ 排出枠取引市場
 - 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が排出枠取引市場を運営。
 - 金融機関・商社等の制度対象者以外の事業者も一定の基準を満たせば取引市場への参加を可能とする。
- ④ 価格安定化措置
 - 事業者の投資判断のための予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等のため、排出枠の上下限価格を設定。
 - 価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。
 - 価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等で対応。
- ⑤ 移行計画の策定
 - 対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。

※排出量取引制度を基礎として、2023年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

① 再生資源の利用義務化

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。

GX推進機構は、当該計画の作成に際し、必要な助言を実施。

② 環境配慮設計の促進

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のC Eコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

（3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- 2028年度より開始する化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への减免等の技術的事項を整備する。

（4）財政支援（GX推進法）

- 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填をする。

25

① 再生資源の利用義務化

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。

（勧告及び命令）

第十七条 主務大臣は、特定再利用事業者であつて、その製造に係る製品の生産量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用が第十五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとときは、当該特定再利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（定義）

第二条

9 この法律において「特定再利用業種」とは、再生資源又は再生部品を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これらを利用する事が当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種をいう。

26

施行令(特定再利用業種)

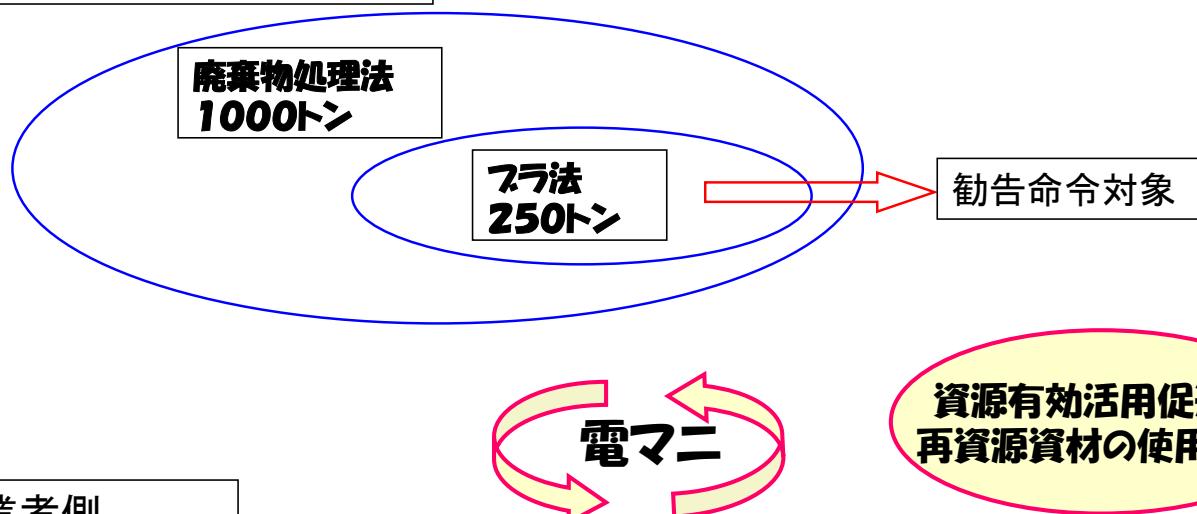
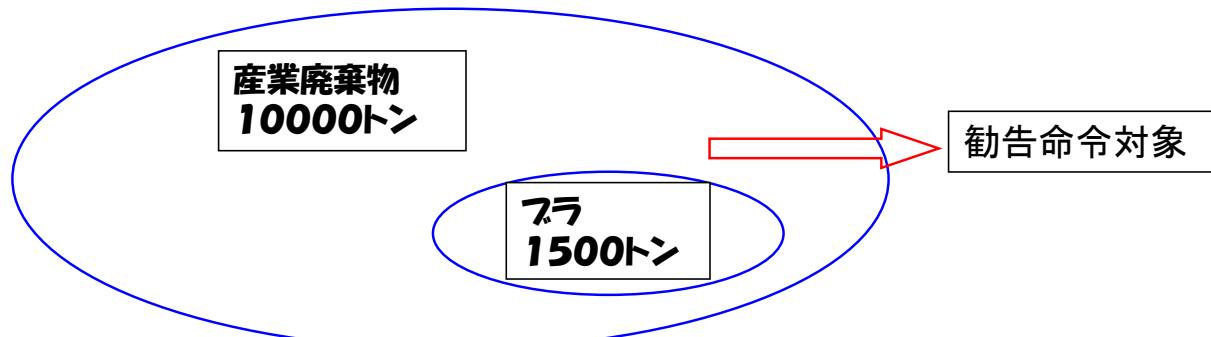
第二条 法第二条第八項の政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種は、別表第二の第一欄に掲げる再生資源又は再生部品ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

(R7年8月時点、これを拡大改正する可能性有り。BUNさん推測)

別表第二（第二条、第十一条、第十二条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
一 古紙	紙製造業	その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。
二 使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手（硬質塩化ビニル製の管又は管継手が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。）	硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業	その事業年度における硬質塩化ビニル製の管又は管継手の生産量が六百トン以上であること。
三 カレット	ガラス容器製造業	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。
四 使用済複写機（複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機その他経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。）の駆動装置、露光装置その他の装置であって経済産業省令で定めるもの	複写機の製造業	その事業年度における複写機の生産台数が一千台以上であること。
五 土砂、コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊	建設業	その事業年度における建設工事の施工金額が二十五億円以上であること。

27

排出者側 多量排出事業者
廃棄物処理法、プラ資源法処理業者側
再資源高度化法

28



「規制緩和」はよいことのように聞こえるが、では、なぜ、そのような「規制」「制度」が必要なのか。

必要だったからこそ、制度を作り、規制してきた。

その規制を取り扱うというのだから、それなりの理由や条件は必要。

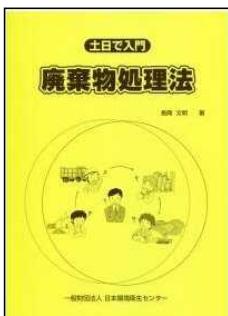
「セキュラーエコノミー」

再資源化、リサイクルとは。

これからは「適正処理」では足りない時代。

そのために、いろんな規制緩和制度を充実させてきているのだから、やはり、ルールに則った再資源化を。

拙著のコンテンツ



入門書、経験年数0年
全くの素人向け。



応用、経験年数1~2年
現場でよく出される疑問を取り上げ。
ケーススタディ。



通知解説、経験年数2年以上
法律条文を一応理解した人向け



廃棄物処理法の許可不要制度に特化
各種リサイクル法等解説、経験年数3年以上



廃棄物処理法の公的運用を解説
最新版は令和2年版であるが、
これには通知CDが付いていない。

問題集。知識の確認。
試験対策用。
解説が詳細で間違
いなし。

第3章に廃棄
物処理法の暗
黙のルールに
踏み込んでい
る。

廃棄物処理法
の制度の成り
立ちや詳細に
ついて解説



Plastics
Smart